義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長　森　俊　明

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（規則六―九七）の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）」に改め、同項第一号中「法第二十八条の四第一項又は法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された教育職員で同項の規定により採用された教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

別表第一及び別表第二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を加え、附則に次の一項を加える。

（条例附則第三項の規定の適用を受ける教育職員の支給額）

2　条例附則第三項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条中「当該各号に掲げる額」とあるのは、「当該各号に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用教育職員に関する経過措置）

2　暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された教育職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務教育職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された教育職員をいう。）とみなして、改正後の第三条、別表第一及び別表第二の規定を適用する。